

田原市学校未来創造計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）におけるより良い教育環境を計画的に整備し、充実した学校教育の実現に資するとともに、用途廃止の学校施設を有効活用するため策定した田原市学校未来創造計画の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市学校未来創造計画改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、田原市学校未来創造計画の改定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行い、田原市教育委員会に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 田原市地域コミュニティ連合会の代表者
- (3) 保育園又はこども園に在籍する園児の保護者
- (4) 小中学校PTA連絡協議会又は小学校PTAを代表する保護者
- (5) 田原市小中学校長会の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から田原市学校未来創造計画の改定日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、

その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会が必要に応じ、調査研究のための検討部会を別に置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(委員会の会議)

2 この要綱に基づき最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。